りむすびADRセンター 手続き・費用

（税別）

点線内がADRに該当

申立人
調停手続きの説明（無料）、カウンセリング（90分12,000円）

↓

申立人
申立書を当センターへ提出（申立料20,000円）＊

＊申立人と相手方が調停手続の利用に合意している場合は10,000円減額

↓

担当調停者を選任
申立書受理後、相手方へ意向確認

応じる場合 → 相手方
カウンセリング（90分12,000円）
ペアカウンセリング（120分20,000円）

→ 調停手続きの終了の申出
終了決定通知交付

応じる場合 → 第1回調停期日を双方と調整・通知

応じない場合 → 調停手続き終了
終了決定通知交付

↓

第1回調停期日を双方と調整・通知

↓

調停期日（原則オンライン）
申立人・相手方は原則同席（別席も可）
90分×3回 （1回につき双方30,000円）、5回まで延長可（双方20,000円/h）

→ 調停成立
合意書の作成(双方40,000円)

→ 調停不成立
終了決定通知交付